

E76 西瀬戸自動車道(瀬戸内しまなみ海道)

愛媛県警察本部が伯方島IC(上り線)で妨害運転の現場見分のため、交通規制を実施します

【令和4年11月24日(木)12時から15時までの3時間程度】

いつも、本州四国連絡高速道路をご利用いただき、誠にありがとうございます。

愛媛県警察本部がE76 西瀬戸自動車道(瀬戸内しまなみ海道)の伯方島IC(上り線)におきまして、妨害運転の現場見分のため、以下のとおり交通規制を行います。

この交通規制に伴い、現場周辺では渋滞が発生するおそれがあります。お客様には、ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 交通規制の予定日時

令和4年11月24日(木) 12時から15時までの3時間程度

2. 交通規制区間



※交通規制区間(伯方島 IC 案内図)はこちら[\[PDF\]](#)をご覧ください。

3. う回路

交通規制時に四国方面から伯方島IC以北のご利用を予定されているお客さまは、伯方島ICで流出後、再度伯方島ICから流入をお願いします。

※現場に配置されている警察官が誘導を行いますので、その指示に従ってくださいますようお願いいたします。

4. 交通規制に伴う乗継料金調整

当該交通規制により、高速道路を伯方島 IC(流出指定 IC)で一旦流出し、伯方島 IC(再流入指定 IC)から再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、高速道路の通行料金が割高にならないよう所定の方法で調整します。

【現金等でのお支払いのお客さま】

伯方島 IC より一旦流出する際、お客さまからのお申し出により「乗継証明書」をお渡しいたします。その後、伯方島ICから再流入乗り継ぎ後の最初の出口料金所において、伯方島 IC で発行した「入口通行券」とともに「乗継証明書」をお渡しいただくことにより、通行料金を調整いたします。

【ETC をご利用になるお客さま】

入口 IC から伯方島 IC、伯方島 IC から出口 IC 間を同一の ETC カードで走行いただくことにより、通行料金を調整いたします。(乗継証明書の受取・提出は必要ありません)

《ご注意》

出口料金所の路側表示器などは乗継調整前の通行料金が表示されますが、クレジットカード会社などの請求時には乗継調整後の通行料金で精算させていただきます。

5. 道路交通情報に関するお問い合わせ先

公益財団法人 日本道路交通情報センター(JARTIC)

<https://www.jartic.or.jp/>

6. 交通規制に関するお問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ今治管理センター

TEL 0898-23-7250(代)

受付時間 9時～17時30分

交通規制のお知らせ

【日時】

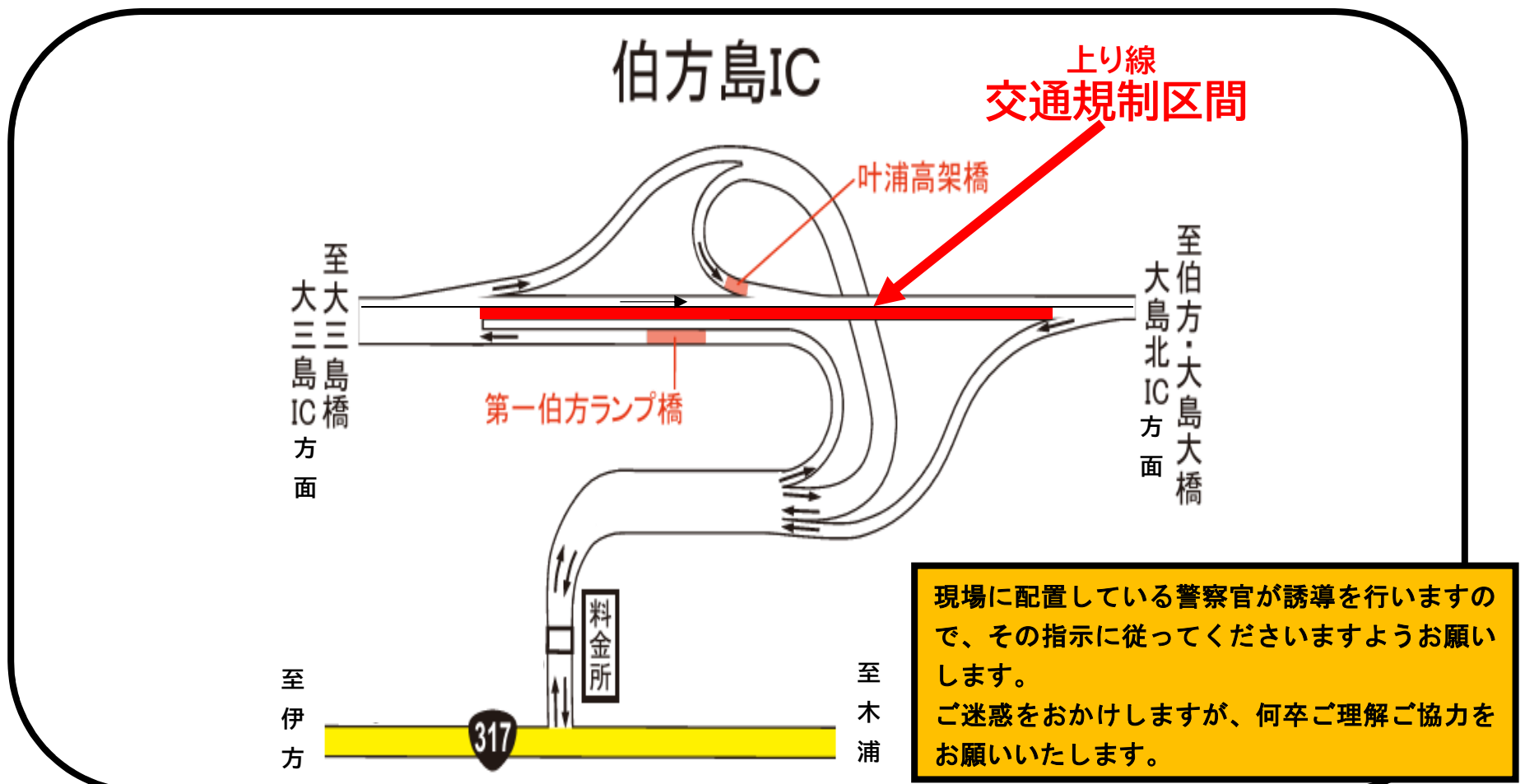
令和4年11月24日（木）12:00～15:00（予定）

【区間】

西瀬戸自動車道（上り線）伯方島 IC 出口分岐部⇒伯方島 IC 本線合流部の間
※下り線は通常どおり通行できます。

【理由】

愛媛県警察本部において妨害運転の現場見分のため



※上り線は一旦伯方島料金所で料金精算を行い、再度伯方島料金所より再流入することで大三島 IC 方面を通行できます。

※ETCをご利用のお客様は、同一のETCカードでETCレーンをご走行されますようお願いいたします。通行料金から所定の金額を調整します。

※現金をご利用のお客様は、伯方島料金所出口にて「乗継証明書」をお渡しするので、伯方島料金所にて再流入後、出口料金所で入口通行券とともに「乗継証明書」を提出してください。通行料金から所定の金額を調整します。

※料金などのお問い合わせは、JB 本四高速しまなみ今治管理センター
0898-23-7250 にお願ひします。